

令和6年度生徒心得

生徒指導部

1. 登校・下校

- (1) 登校・下校の時刻を守る。始業時刻は午前8時40分とし、下校時刻は午後5時00分とする。
- (2) 欠席・遅刻・早退・欠課は学級担任に届け出る。
- (3) 登校時刻は8時35分まで（以降は遅刻）
 - ①遅刻したときは生活指導室に行き、「遅刻カード」に遅刻理由等を記入して係の先生から確認印をもらい、「遅刻カード」を授業担当の先生に渡してから授業を受けること。
 - ②在校時間中、やむをえず外出・早退しなければならない場合は、担任に「外出・早退許可証」を発行してもらい、携帯して外出・早退する。外出の場合は帰校後、担任に「外出許可証」をもって来ること。（早退後は、自宅に着けば学校に連絡すること。）
- (4) 特に時間外に居残るときは、関係先生に申し出てその許可を受ける。また前もって家庭に連絡しておく。
- (5) 下校するときは教室の戸締まり・消灯を確認し、鍵を職員室に戻す。
- (6) 休日の登校は原則として認めない。
- (7) 自転車通学を希望するときは、生活指導部に届け出てシールを貼付すること。単車及び車、電動キックボードでの通学は認めない。
- (8) 通学するときは、安全を心がけ、交通規則を正しく守る。
- (9) 自転車通学者は、傘指し運転をしてはいけない。雨合羽を使用すること。

2. 校内

- (1) 上・下履きの区別をまもる。
- (2) 互いに会釈を忘れず、外来者には礼を失しないように心がける。
- (3) 授業は大切にす。
- (4) 自習時間は、教室で静かに学習する。
- (5) 常に校舎内外の清潔整頓に心がけ、芝生・樹木の緑を守る。
- (6) 学校の施設・用具は、丁寧に取扱い、万一破損したときはただちに学級担任に届ける。
- (7) 常に自分の所持品の保管に留意し、また必要以外の金品は持参しない。
- (8) 被害や紛失物または拾得物のあったときには、ただちに学級担任または生活指導部に届ける。
- (9) 訪問者のあるときは、前もって学級担任または関係先生に届け出る。
- (10) つぎの事項については別に定める。
 - ①考査についての心得
 - ②図書館使用規定
 - ③ロッカー使用規定
 - ④空調設備使用規定

3. 表現行為

- (1) 校内での表現の自由は保障されている。ただし他人の権利を侵さないよう、つぎの項目にふれないこと。
 - ①個人の中傷
 - ②事実の反するもの
 - ③わいせつ
 - ④暴力肯定・差別助長など。
- (2) 印刷物を配布するときは、責任者を明らかにし、前もって関係先生または生活指導部に届け出る。
- (3) ポスターなどを掲示するときは、責任者を明らかにし、前もって生活指導部に届け出る。そして、決められた場所・期間を守る。

4. 校 外

- (1) 高校生として好ましくない場所には出入りしない。
- (2) 事故や被害にあったときは、ただちに学校に届け出る。
- (3) 旅行などを行うときは、保護者や先生と相談してその指導・助言をうける。「学割」を必要とするときは、学級担任および生活指導部に願い出てその許可をうける。
- (4) やむをえずアルバイトをしなければならないときは、保護者や先生と相談してその指導・助言を受け、生徒指導部に「申請書」を提出する。

5. 服 装

- (1) 生徒の服装は、標準服を基準として学習の場にふさわしいものを着用する。色は基調色（白・黒・紺・茶・グレー・ベージュ）が望ましい。自由服のスカート丈は、標準服のスカート丈に準ずる。
また、保護者に過重な経済的負担をかけない。
行事日ならびに集会時、定期考査日・実力考査日（それに準ずる検査実施日）には標準服を着用する。
- (2) 体育の服装は別に指定する。
- (3) 頭髪・爪は常に清潔にする。パーマ、染色、脱色、マニキュア等は認めない。（頭髪指導）
- (4) 化粧・装身具（指輪・ピアス・ネックレス等）の着用は認めない。（預かり指導）
- (5) 履物について
 - ①体育館では決められた体育館シューズを用いる。
 - ②校舎内および校舎外のコンクリート部分では、指定の上履きをもちいる。
 - ③通学において、下駄やスリッパ、サンダル類（クロックス等）の使用は認めない。
- (6) 標準服規定
 - ①男子は、学校指定のブレザー・長袖シャツ（又は半袖シャツ）・男子用スラックス（冬用又は夏用）、ネクタイを標準服とする。
 - ②女子は、学校指定のブレザー・長袖シャツ（又は半袖シャツ）・スカート又は女子用スラックス（冬用又は夏用）、リボン又はネクタイを標準服とし、組み合わせは自由とする。
 - ③男子は男子用スラックス、女子は女子用スラックスを着用すること。
 - ④式典関係（入学式、卒業式）、始業式、終業式や標準服着用の指示があった場合には、必ず標準服を着用すること。
 - ⑤上記の日以外は、ネクタイ又はリボンの着用はしても、しなくてもよい。
 - ⑥ネクタイ又はリボンを着用するときは、男女ともシャツの第1ボタンが隠れるように付けること。
ネクタイ又はリボンの結び目を第2ボタンより下に付けてはいけない。
 - ⑦男女ともセーター、ベスト、カーディガンは学校指定のものを着用し、指定以外のものを着用することは認めない。
 - ⑧学校指定のセーター、ベスト、カーディガンとは、左胸に校章の刺繍（緑色）入りで、色は紺色。
 - ⑨学校指定のセーター、ベスト、カーディガンを着用していれば、ブレザーを着用しなくてもよい。
ただし、防寒具・防寒着（コート、ジャケット、マフラー、ネックウォーマー等）を使用するときは必ず、ブレザーを着用した上からでなくてはならない。
 - ⑩標準服の冬服期間、夏服期間は特に設定はしない。（移行期間はなし）
 - ⑪標準服を加工（特にスカート丈の長さを変える等）した場合は、新しい標準服を購入してもらう。
 - ⑫スカートの下にジャージ類や体操服をはいてはいけない。
 - ⑬男女ともズボンの裾折りは原則禁止とする。

- ⑭標準服着用の日は、登校時だけでなく下校時も必ず標準服を着用すること。
- (7) 標準服着用日以外の服装（自由服）については、(1)の趣旨に従って、別途「指導事項」を定める。
- ①ショートパンツやタンクトップ、短いスカートなど、露出の多い服やだらしない服装は不可。
 - ②自由服のスカートであっても、下にジャージ類や体操服をはいてはいけない。
 - ③自由服登校の日であっても、化粧・マニキュア・アクセサリ類は認めない。
- (8) 他校の制服の着用は認めない。

6. 単車及び車の使用について

本校では、単車及び車の免許は「届出制」となっている。従って免許を取得した者は速やかに「免許取得届」を提出しなければならない。また免許取得後、交通安全講習の受講を義務付けている。

7. 携帯電話の使用について

- (1) 8時35分のチャイムよりクラスの終礼が終了するまでは電源を切り、原則カバンの中に入れておく。
- (2) (1)の時間帯での携帯電話の使用は一切禁止する。
なお、次のような違反行為があれば、携帯電話を預かり、当日の終礼後、担任からの指導を行った後、返却する。
 - ①携帯電話等の使用（さわる・操作する・机の中に入れている）。
 - ②着信音やアラームが鳴る。
- (3) 考査時間中に違反行為があれば、不正行為（カンニング）とみなし、懲戒を科す場合もある。